

中野市不当要求行為等の防止に関する規程

平成20年 3 月31日訓令第 2 号

改正

令和 5 年 3 月31日訓令第 5 号

令和 6 年 3 月31日訓令第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、職員が公務を遂行するうえで受ける不当要求行為等による被害を未然に防止するとともに、不当要求行為等に対して組織的取組みを行い、当該事案に適切に対処することにより、職員の安全と公務の円滑かつ適正な執行を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(不当要求行為等)

第 2 条 この規程において不当要求行為等とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 暴力を用いて不当な要求をする行為
- (2) 威圧的言動により嫌悪の情を抱かせ、不当な要求を強要する行為
- (3) 正当な理由なく面会を強要する行為
- (4) 正当な権利行使を仮装した違法行為又は社会常識を逸脱した手段により金銭及び権利を不当に要求する行為
- (5) 正当な手続によることなく、作為又は不作為を強要する行為
- (6) 前各号に掲げるもののほか、庁舎等の公共施設の保全及び秩序の維持並びに公務の執行に支障を生じさせる行為

(不当要求行為等防止対策委員会の設置)

第 3 条 不当要求行為等の対策を審議するため、中野市不当要求行為等防止対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第 4 条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は副市長をもって充て、委員は総務部長、健康福祉部長、福祉事務所長、子ども部長、くらしと文化部長、経済部長、建設水道部長、消防部長、教育次長、議会事務局長及び庶務課長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、総務部長がその職務を代理する。
- 5 委員会の庶務は、庶務課において行う。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長が必要と認めるときに招集する。

- 2 委員長は、必要と認める職員を委員会に出席させて意見を求めることができる。

(不当要求行為等発生時の対応)

第 6 条 職員は、不当要求行為等に対しては、これを拒否しなければならない。

- 2 職員は、不当要求行為等が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、複数の職員

で対応するものとし、その経過を記録し、又は録音するとともに、直ちに所属長に報告しなければならない。

- 3 所属長は、所属する職員から前項の規定による報告を受けたときは、適法かつ公正な職務の遂行を確保するため、速やかに相手方に対して注意、警告、退去命令その他必要な措置を講じなければならない。
- 4 所属長は、事態が急迫していると認めるときは、直ちに警察等関係機関に通報するものとする。
- 5 所属長は、事実関係の調査による実態把握に努めるとともに、不当要求行為等に対して講じた措置及び前項の規定により通報した内容を部等の長に報告のうえ、中野市不当要求行為等発生報告書（別記様式）により、委員長に報告するものとする。
- 6 前項の場合において、所属長が不在のときは、あらかじめ当該所属長が指定する者がこれを行うものとする。

（その他）

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営及び不当要求行為等への対応に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日訓令第5号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月31日訓令第1号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。